問1 拡大した場面

全体的には、これからという感じであるが、県に頼っていた事務について職員が法令等を 調べるようになり仕事への取組が変わりつつある。

特にどういう面ということでなく、地方分権の進展に伴い、行政運営に関し、自己決定、自己責任という方向性は着実に浸透していると思う。

機関委任事務の廃止により、国の自治体への関与が廃止、縮減され、また、それに基づいた通達も廃止され、国と自治体の関係が一定の部分では、対等になりつつあると感じる。

本市においては平成11年に中核市に移行し、保健所が設置されるなど2,636件の事務が 移譲されているため、これによる自主性・自律性の拡大を感じる。

条例等の制定権の範囲の拡大、委員会等の必置規制の見直し など

地方分権一括法による、国と地方の役割分担、機関委任事務の廃止等の制度面の拡大により、地方が自ら判断をせざるを得なくなったこと。

移譲された権限によって、保健所業務、環境衛生業務などの自主性が増したこと。 事務処理特例条例による事務移譲で一部の権限が拡充され、福祉保健業務など一部 の事務でより総合的な行政が可能になったこと。

本市においては、平成14年4月の特例市への移行、また事務処理特例条例に基いた権利移譲など、県の支援のもと、自主性・自立性が徐々に拡大されつつあります。

分権の進展とともに各業務分野で事務が県から市へ移管されており、ある程度市の自主性が発揮できるようにはなってきている。しかし、依然制約も多く、現段階では、自律性が拡大したと具体的に挙げるべき分野は見つけられない。

権限委譲への取り組み、構造改革による職員の意識改革

「交付税額の減少」という現実に対し、非常に職員が危機感を持ってきているという点では行政運営の自主性・自立性は拡大したと思う。残念ながら、それ以外では、まだ感じられないことが多い。

|独自のまちづくり施策が展開できるようになった

H15.9.25 男女共同参画推進条例 制定

H15.9.26 ISO14001認証取得

H17.4~ 高齢者虐待防止センター

H17.12.21 産業立地促進条例 制定予定 など

市民参画と協働によるまちづくりの推進例:まちづくり基本条例の制定 パブリックコメント・行政評価の実施 審議会委員等への公募市民の登用

補助金が交付金になるなどし、財源確保が容易となり市が自主的に行うことが多くなった。

市の総合計画策定にあたっての県との協議が不要となり、市の自主性が拡大した。

本市での事例は少ないが、全般的には県から市町村への権限委譲が推進され、市町村の裁量で決定できるようになり、事務の迅速化が図られるようになった。 また、最近、自治基本条例を制定しようとする自治体が増えてきた。

制度的には自治事務と法定受託事務に区分されたことにより、市町村の行政運営の自主性・自律性は拡大したと考えられるが、財政的な自立を伴っていないので、まだ不十分である。

地方分権一括法で示された権限移譲により、町でおこなえる事務も増え、以前のような二度手間的なことは減っており、徐々に拡大してきていると思います。

構造改革特区や地域再生など市町村の意思で政策提案ができるようになった(機会の平 等性が高まったと感じる)。 機構改革により、課、係を廃止して、グループ制を採用した。また、新しい組織では部長、 次長、課長などの管理職名を専務、常務、リーダーとし、自立性、自主性を高める組織と した。

権限委譲され、町の自主性が多少拡大した。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲等の許可等の事務等が事務移譲され、許可業務がスピードアップされ、速やかな現場対応が可能となった。

- ·市教育委員会の権限増大(小人数学級制度)
- ・財源を伴なわない高齢福祉行政の権限移譲
- ・介護保険の市町村負担増
- ·効率的な行財政運営を行うために行政評価·事務事業評価の導入に向けた実施計画を 策定することになる。
- ・住民と行政が一緒になってまちづ〈り進める「住民との協働」について職員 研修を実施 した。
- ·全庁体制で地方分権に対する研究を実施するため「地方分権と合併研究会」 を設置した。

市町村都市計画審議会が法定化され、都市計画事務が円滑に進めることができるようになった。

地方分権一括法施行前でも、県と市町村は対等の立場であったはずであるが、実際面でも市町村側の認識でも、市町村は県の下部組織といえる状態だった。 しかし地方分権 一括法施行後は、国から地方へという新たな権限移譲の流れを市町村側も実感し、住民 に一番近い行政機関としての自覚が出てきたと思う。説明責任を果たす成果主義の導入 等、自主性と自律性は大きく変化している。

高齢者福祉・障害者福祉、三位一体改革による財源移譲を契機とした自主性の向上

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例や土砂の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例制定のように、行政事務条例の制定がされるようになった。

権限移譲事務の増加、地域再生整備計画及び都市再生整備計画にあるように、地方のアイデアにより計画から評価へと自主・自律が促されていると思われる。

職員の意識としては特に変化がない。

職員全体の意識として浸透したとは言い切れず、独自の行政運営に取り組むまでには 至っていない。

補助金、交付金などの制度を利用しなければ、事業費が工面できないなど、市町村の行政運営を効率的に行うためには、国の意向に沿うようにしなければ ならない。

三位一体改革で進められている内容が地方の自主性・自律性を拡大していると思えない。 い。

【参考】機関委任事務の廃止により、市町村の自立の道は開かれたものの、国・県からの 税財源の移譲や市町村の税財源確保策は、まだ、確立されていない。

国・県の事務の権限移譲がすすんでいることは確かだが、自主性・自立性が拡大したかとなると、急激な変化があるわけではな〈意識できないだけかもしれないが、感じることができない。

地方分権一括法の施行により、地方自治法上、機関委任事務の廃止や国と地方のあり方が変化したものの、現実の市町村の抱える事務執行については大きな変化はないのが実態である。国と地方、都道府県と市町村の担うべき役割分担も曖昧なままで、市町村の抱える事務事業に影響を及ぼしていないと思われる。

福祉、教育、土地利用などについて、市町村の主体的な意思決定や地域の 特色を生か した行政の展開が可能になっているとは言い難いから。

一定の権限移譲は進んでいるものの、まだ通常業務の中で無理なく取り組める範囲であり、人的措置が必要となる部分では進んでいない。また、市民生活に大き〈影響を及ぼすような部分についても進んでいるとは言い難い。

個別の事務については、順次事務移譲されているが、現時点において自主性が発揮できる事務についての権限移譲がされておらず、自主性・自立性が拡大しているという実感はない。

税源移譲は十分ではなく、権限移譲は行われたが同意が必要となるなど、 市町村の行政運営の自主性・自立性が拡大したとは感じない。

権限委譲に見合った税源委譲等の財源確保がされてない。また、法改正により地方に義務を果せる事務事業にあっても、財源措置もされないまま施行されることも多い。しかし、 優先順位は上位にせざるを得なく、市町村独自の施策実施財源が不足してくる。

法律上は、地方分権が進んでいるかのように思えるが、実質的な税財源移譲、権限委譲が見られない。また、市町村合併や行政改革の取り組みなど、各自治体が主体的に検討や実践をしている中で、地方分権を推進する側である県自体が、国からの画一的な方針に基づいて市町村に対して指導、勧告をする姿勢は旧態依然としており、そうした状況において市町村の行政運営における自主性・自律性が拡大しているとは考えにくい。例として、県から市への権限委譲も38項目と少なく、また、都市計画決定に関しても、実質的に市町村が必要とする都市計画上の権限は何も移譲されていない。

さらに、統計調査における業務でも、地方分権一括法の施行以後も県と市町村の共同事務という名のもとに、本来県で行うべき事務を市町村で担っており、自主性・自律性を阻害している。その他、どのような目的で利用されているかのわからない照会が多いうえ、十分な調査期間もないことがあり、行政運営の健全化のため職員数を削減している市町村にとって大きな負担となっている。市町村への安易な照会はとりやめていただき、そうした依頼に対しては、適切な事務費を交付していただきたい。

委譲された事務の大半は、法律、通達等の規定に基づき行われるもので あり、市町村の自主性、自律性の拡大には繋がっていないと感じられる。

市町村職員の専門能力が向上しないと、自律性の高い基礎的自治体として、成立しない。厳しい財政状況の中、職員数が削減される傾向にある反面、地方分権の進展により、事務が移譲されるという悪循環になっている。

財源、権限等の移譲が十分でないため、自主性・自律性が拡大したとは まだ言えない。

三位一体改革により補助金が削減され、財源不足となっている

財源の委譲を伴って初めて地方分権が進展することになるが、本町のような財政力の町では、逆に地方交付税を減額され通常事業の予算組にも窮する状況である。

国の財政改革により町の財源が減少しているため、町の施策の見直しを 行っている状況であり、行政運営の自主性・自律性は拡大したとは思わない。

権限委譲事務が末端的な事務が多く、権限委譲された担当課としての意識が、以前の事 務委譲時代と変わっていない。

事務量に対して情報等が不足しているため、職員数が少ない村では、できないことが多 い。

国で決められた制度が市町村の特性(地域性や人口規模)を組み入れられる制度になっていない。

市町村はこれまでも基礎的事務を行なっており、そういった事務が市町村に移譲されただけに過ぎない。

事務の無理押し、自主性自立性とは無縁で移譲されたものが多い。

業務が増えただけでそれに伴う財源が交付されておらずかえって仕事がやりづらくなった。

地方分権は一部においては進んでいると思いますが、それに伴う税源移譲が十分になされていない。

県から市町村へ権限移譲が進められ、また地方分権一括法施行後、自治事務として位置づけられた行政事務も、財政が厳しい中にあって施策が思うように進まないのが現状である。行政事務の拡大・多様化する中で権限の移行ばかり進めても、専門職員がいない小規模町では人的対応も困難である。歳入に見合った支出をせざるを得ず、権限に伴う財源の確保があってこそ自治事務の認識をもって健全な行政運営が進められるのであり、現段階では行政運営の自主性・自立性が拡大したとは感じていない。

地方分権というものの中央集権型の体制は崩れていない感がある。主従のの関係が崩 れていない。

農業振興施策(土地利用規制、農地法の市町村権限

権限、財源の移譲及び人材支援が十分に進んでいないと思うため。

町に降りて来る事務は届出がほとんどで、自主性や自律性の発揮のしようのないものば かりであるため。

機関委任事務廃止後も、事務の取り扱いが基本的な部分で変更があったわけでないので、実態として、自主性、自律性が拡大したという感じはない。

自律した行政運営を担う人材育成ができていない。権限移譲を受ける市町村の行政運営能力の差が大きく、町村では職員の 意識が低い。独自に調査研究を行おうとしても/ウハウが足りない。

権限、財源並びに人材等不十分。

末端の事務的な面だけが市町村におりてきており、中央集権がまだまだ根強〈、中央の役人が決めているのが現状であると思うので拡大されてない。

依存財源に頼る割合に変化がない。

地方分権が進むにつれて、町として自主自律の考えを常に持って行政運営に取り組んでいるが、小さな町では専門的な知識に対応できる職員がおらず、地方分権が思うように 進まない。

現在移譲されている事務内容では、行政運営全体としての自主性・自律性の拡大の進展 とまではいえず、個別分野の問題にとどまると思われる。

市町村自体、意識が低いと思います。(法定受託事務要素の方が強〈感じられるため。) 特に、このことを感じさせるような、事例に接したことがない。

問2 ある場合の具体的内容

計画づくりなどおいて、県の関与が極端に少なくなった。分権の推進において、市町村の 人口規模に応じて強制的に事務を移管してきたが、人口規模に関わらず希望する市町 村に事務を移管する方式に変更した。

県と市町村が対等という立場になり(合併により市となったこともあるが)県にご教示を願っても「市の判断で」と言われることが多くなってきたように感じます。

県から市町村への権限委譲推進要綱により進められている権限移譲可能事務について は、市町村の意向を確認するなど地域の実情に応じた権限の移譲が推進されている。

市町村に対する支援窓口が地方事務所となったことで、少し敷居が低く なったような 気がする。

県が事務所などの地方機関へ権限を移譲した結果、県への問い合わせや意見交換にあたり、本庁とダイレクトにやりとりすることが減り、逆に県との距離を感じるようになった。

県が市町村の意見をより求めるようになった。

職員に関して、これまでは業務分野によっては判断を県に委ねればよいという姿勢が少なからず見受けられたが、地方分権の進展とともに、本市自らの判断で仕事を行なうという自覚が芽生えてきているように感じる。

また、近隣市をはじめ市相互の連携がますます重要になってきているとも感じている。

本庁主催の会議&ヒアリング等においては「県と市町村は対等な立場」という言葉がよく 聞かれるようになった。しかし、出先機関においては、特に変化は見られない。

県にまちづくりの主体は市町村であるという意識が大きくなっている。

県と市町村は、地方自治体として対等である、という発言が頻繁に聞かれるようになった。

問1と同様に、地方分権の名の下、地方に責任を持たす割には、あまり財政的支援はなくても県からの要望・指導は大きな変化はなく、反ってやりずらい面も出ている。

法施行により、県と市町村の関係が、「上下・主従」であったものが、「対等・協力」に変化してきたようには感じる。感覚的ではあるが、県職員の対応も以前と比べ、市町村に配慮した対応になったように思われる。これらは、補助金の配分という足かせが減ったことによる原因もあるのではないかと思う。ただ、県の地方機関の再編にともない、県からの照会などに対して、事務所を経由せず直接本課に問い合せた際に、事務所に問合せ直すよう回答をもらうことが多々あり、以前は、こうした応対はされなかった。改めて事務所に問合せると「わからない」という回答で、非常に時間を無駄にする。)また、地方分権の影響によって、国からの準則等が示されないことから、法解釈などについて明快な回答がいただけなくなっていおり、結果として判断に迷う際に相談をする機会が減少した。

- ・県での各種委員会に市の代表として参加することが多くなった。
- ・県への相談に対し「各市の判断にまかせる」という場面が多くなった。

県も市町村と同じ地方公共団体として位置づけられ、市町村以上に自主的な活動が活発になってきたことなど、それぞれが地方自治の重要な担い手であるという関係を構築できるようになってきた。

ここ数年の間で、県と町との関係は対等な関係になりつつあると思います。対等になればなるほど、今まで県に頼ってきたことが町でおこなわないといけなくなり、改めて気が引き締まる思いです。

県の出先機関について 町村に対して指導・助言とは異なる無関心な状況が気になる。 このような状況は、出先機関(県事務所)不要論につながっており、相談しても的確な回 答がないことが多い。

事務所のあり方が窓口的になり、本題については本庁対応が増えている。また、本庁の対応についても部署によっては市町村の責任の所在を問われ、県との共同感が薄くなってきたように感じる。

県主催の会議が減った。

市町村判断で決定といわれることが多くなった。

県が市町村の施策把握が遅くなった。そのため、情報のフィードバックも遅い。

県は、国と市町村のパイプ役や市町村行政の相談機関であるはずが分権だから市町村 同士で対応すべきとして指導して〈れないばかりか、国・県の一方的な押しつけだけを強 要して〈る。

法律の改正によるためやむを得ないが、多くの事務が県から市町村に移譲された。 児童虐待、障害者事務など

従前は、様々な場面で県をたよったり、また、県からの指導があったように感じられますが、現在は、各町の独自性が尊重されているように思います。

県職員の意識が、県が上級機関、町が下級機関という意識をもっている職員を多々拝見することがあったが、最近は対等との認識のもと事業が進められるようになった。だが、一部職員には、従来の考え方でいることは残念である。市町村は、最先端で仕事をしており、新たな課題や最新の情報のもとで仕事をしている。新しい発想の中で、新たな支援方法を検討する必要がある。

地方事務所の役割が減少してきている。

自治事務の名のもとに、県の積極的な意見やアドバイスをもらえなくなった。

上下関係から対等関係といった雰囲気は感じられる。(県との関係)

|市町村合併により地方教育協議会(自治法第252条の2)がなくなり、単独の町では県事 |務所に依頼するしかない状況となった。

意見交換や連絡事項などが電話からメールに変わり言葉での会話が少なくなったように 感じる。

なお、メールに変わったことにより意見交換した事などが活字となり記録できることがメ リットと思います。

県の地方機関の再編等により、以前に比べ密接な関係ではなくなりつつある。

指導がなくなったことから、存在理由が希薄になってきた。

地方分権一括法の施行を契機として、県と市町村は実際面でも対等の立場となることが もとめられてきた。それまで県は市町村の業務を補完するものであったといえるが、近年 ではアドバイザー的なコンサルタントに特化しつつあると感じる。

愛知県事務処理条例等の改正により、市町村事務として行う機会が増えた。

徐々にではあるが、権限移譲が進みつつある。

いろんな会議において管轄事務所で行っていたが、最近は本庁にて会議を行うことが増えた。

東海三県で県の対応を比較すると、愛知県は国と県との関係においても十分とは思えない。 県として国の考えを踏まえ、県の考えを各分野において明確に示されない。 以前より 町に対する指導・支援が不十分である。

問4 その他の具体的内容

地方分権の流れを考えれば、市町村の自主性・自立性は否が応でも進めざるを得ない。 そのようななかで県に期待することは、都会では民間が投資して整備されるインフラなど について、県民が同じレベルのサービスを享受することができるように補完してもらうこと である。これからは財政力のない自治体にとって「事業の選択と集中」は生命線であり、 都市部とのサービス格差をできるだけ拡大しないようにするためにインフラ整備まで手が 回らないと思われる。

問5 その他の具体的内容

市町村へ権限移譲する理由や権限移譲する事務の必要性を明確にする。

地方分権一括法により、国・都道府県・市町村の事務の整理はされている。現在は、県が作成した権限移譲のメニューから市町村が希望するものについて移譲を受けるシステムとなっているが、今後は、権限移譲のメニューを作らずに、個別の権限移譲について、県からの権限移譲を希望する市町村に対して積極的に権限移譲をすべきである。

市町村事務委譲交付金を見直し、財源的な保障をしっかりして欲しい。

市町村と都道府県の事務分担・権限の分担と、税財源をリンクさせた分権型の制度化を行い、市町村の自主性・自律性を高めるべき。

事務処理特例条例による移譲は、行政改革の取組により市町村が職員定数を大きく削減していく中では、補完的かつ限定的な制度と思われる。あるとすれば、上記2について、市町村合併で都市経営の規模が拡大する時に、指定都市・中核市・特例市程度にステップアップできる大きなまとまりのある事務権限を一括して移譲する"パッケージ制度"を設けることではないかと思う。

市町村が納得する財源を確保した権限移譲

効果がある取組はひとつではなく、上記設問の例でいえば、3つとも複合的にすすめるべき。

移譲内容に自主性を高めるものが期待できないので必要ない。

問6-1 事務の内容・根拠法令

問6 - 1事務の内容	問6 - 1根拠法令(何条)
一定面積以上の土地に関する権利の移転等の届 出の受理及び審査	国土利用計画法第23条第1項
保険料の料率を定め、又は変更する場合の県知事への協議	国民健康保険法第12条 国民健康保険法施行令第6条第3項
市の内部組織の県への届出	地方自治法第258条第3項
県が特定計量器の定期検査を行う区域内の市町村の長は、対象となる特定計量器の数を調査し、 県知事に報告しなければならない。	計量法第22条(事前調査) 市町村 への届出事務がないため、正確な把 握は難しい。
国土法·公拡法による土地取引の届け出制度(詳細は別紙1)	国土利用計画法第23条第1項、公有 地拡大の推進に関する法律第4条第 1項
市町村が都市計画を決定しようとする時の県知事 協議	都市計画法第19条第3項
地方債の許可	地方自治法第250条地方 自治法施行令第174条
都市計画の決定時における都道府県の関与	都市計画法第19条第3項、第4項
都市計画決定・変更(市決定)における県の同意	都計法第19条第3項
農振除外事務	農業振興法
農業者年金事務	独立行政法人農業者年金基金法第 10条第1項第1号
集中改革プランの策定を始めとした行政改革への 取り組み。 市町村独自で取組んでおり、県からも 全国一律の策定には、異を唱えていただきたい。	なし
国土法による届け出制度の窓口	国土利用計画法第23条第1項
老人福祉計画	老人福祉法(第20条の8)
国土利用計画法に基づく土地売買等の届出事務	国土利用計画法第23条
国土利用法の届出	国土利用法第23条
集中改革プラン	地方自治法第252条の17の5
国民健康保険	国民健康保険法
土地有償譲渡届出書及び土地買取希望申出書の 受理及び審査	公有地の拡大の推進に関する法律第 4条第1項、第5条第1項
条例を制定し、又は改廃した場合の県知事への報 告事務	地方自治法第252条の17の11
条例の制定改廃の報告	地方自治法第252条の17の11
区画整理組合の定款は、法律等による字句の改正があった場合、県知事の変更許可が必要(詳細は別紙2)	土地区画整理法第39条
広域市町村圏計画実施計画のローリング	地方自治法第252条の2
土地開発公社の経営健全化	平成16年12月27日 総務事務次官通知
農用地利用計画を変更する際の都道府県知事の 同意	農業振興地域の整備に関する法律第 13条第4項
租税特別措置法に関する贈与税及び相続税に関 する証明事務	租税特別措置法第70条の4及び第70 条の6

愛知県が行う指定統計調査に対する調査員の推 薦等に係る事務	なし
福祉事務所への社会福祉主事の必置	社会福祉事業法
老人保健計画	老人保健法(第46条の18)
地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧事 務	地価公示法施行令第1条
介護保険	介護保険法
国有農地の農地対価徴収事務	農地法第42条第1項
特定建設作業の届出	騒音規制法振動規制法
介護保険事業計画	介護保険法(第117条)
自衛官募集事務	自衛隊法第97条
地域福祉計画	社会福祉法(第107条)
国民年金受給資格事務(申請免除の申請の受理、 審査等)	国民年金法第5条の3
障害者基本計画	障害者基本法(第9条の3)
障害福祉計画	障害者自立支援法(第88条)

問6-2 事務の内容・根拠条例等

問6 - 2事務の内容	問6 - 2根拠条例·要綱等
認定通知書送付事務(県から市に送付され、市の 封筒及び郵送料にて市が本人に送付している。)	愛知県遺児手当支給規則第15条
県証紙の販売	愛知県証紙条例第5条
愛知県心身障害高校奨学生の現況調査	愛知県心身障害高校生奨学金及び 入試準備金支給要綱(第11条)
条例の規定により提出された請求書についての調 査結果報告	人に優しい街づくりの推進に関する条例第18条第1項に伴う事務処理
学校基本調査事務	学校基本調査規則
建築基準法による確認申請の市町村経由事務	市町村建築行政事務処理要綱
アダプト実施団体の認定申請(県道部分の申請) 実施団体からすると、市道、県道の区別は関係 ないため、市道、県道の違いで申請先を区別する 必要はない為	愛·道路パートナーシップ事業実施要 綱
市町村が窓口	愛知県管理河川における草刈作業の 地域住民団体等への委託実施要領
道路に関する工事の承認	道路法第24条土地区画整理事業の 実務手引
「あいちの市町村民所得」の基礎数値を算定する ための所得推計事務	なし
県の環境保全委員の活動記録の市町村経由による県への報告	地域環境保全委員設置要綱第12条 (地域環境保全委員活動)
地価調査に係る図書閲覧事務	都道府県地価調査事務取扱要領
児童福祉行政監査	児童福祉行政指導監査実施要綱(市 町村·公立保育所)
事務事業の移譲	県行政改革大綱
遺児手当の支給申請書の市町村経由	愛知県遺児手当支給規則 第15条
騒音、振動、悪臭の防止に関する事務	県民の生活環の保全等に関する条例
債権等の発生の場合の納付書送付事務(県 市に納付書が届き、その後本人に送付する作業をしている。)	児童扶養手当・特別児童扶養手当・ 愛知県遺児手当 返納金債権に関す る事務取扱要領
定期支払いに関する現況確認	愛知県在宅重度障害者手当支給規則(第3条2号)
県政モニターの市町村長推薦	県政モニター設置要綱
国有地の管理	農業経営基盤強化措置特別会計事 務取扱交付金
各種調査·照会	なし
愛知県証紙販売…市町村 収入印紙…郵便局 窓口の一本化	愛知県財務規則
社会教育調査	社会教育調査実施要綱
幼稚園就園奨励費補助金交付対象者数の報告	愛知県私立幼稚園授業料等軽減補 助金交付要綱
浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者から浄 化槽の設置・保守点検の報告	愛知県浄化槽指導要領

問7 その他の具体的内容

・低体重児の訪問を保健所が実施しているが、直接最初から市町村が関わればよい。 ・指定統計業務は、市町村に手伝わせないようにして欲しい。

海岸に漂着する流木処理、野犬の捕獲、傷病動物の保護

県税徴収事務において、税目ごとに滞納者の現住所情報の提供を市に求めて〈るが、住民の異動情報は住基ネットサーバにより 管理されていることから、これを利用するよう速やかな県条例の改正が望まれる。(兵庫県:平成16年7月1日実施済)

離島振興

問8 具体的事務内容

- ・ポルトガル語 ガイドブック、防災 ガイド(ポルトガル語 版)
- · 県動物保護管理センターと市で犬猫についての啓発資料で似たようなものを作成していることがある。
- 防災知識の普及啓発に関するパンフレット

選挙の啓発事務で、同種の啓発物品を作成している。

- ·男女共同参画関係で県と市で同じようなイベントが開催されている(女性の著名人による講演会など)。
- ・文化振興関係で県と市で同じような展示会が開催されている(歴史民族展など)。
- ・保健師の新任研修については、市町毎に実施しているが、市町村保健師協議会でも実施されている。また、県でも実施しており内容、時期も重なり無駄なところもある。
- 防災啓発パンフレットの作成(同一年度に県と市で作成)

冬種 H D

例えば、豊川流域のHPでは、同種のものとして、豊川水源基金、拠点、豊川総合用水二期事業、NPO法人穂の国森づくりの会などのHPがあるが、それぞれの調整がされずに作成されたことなどにより無駄がある。

NPO等団体情報の管理

本来県の事務であるものを、市町村との連携を図る名目で、地元調整や会議の設営など、市町村に事務の下請けをさせていることが見受けられること。

国政選挙、県知事又は県議会議員選挙の啓発

男女共同参画や生涯学習分野では、規模の大小はあるが、内容的には 似たような 講演会等もある。

防災管理者講習会(県と市町村(消防本部)で開催しているが、県講習の場合は消防本部からも講師派遣をしている。)は、各市町村(消防本)で毎年実施しているため、受講実績から県が行う必要があるかの再考が必要。なお、毎年実施できない市町村分については、隣接市町村で引き受け実施している。

道づくり

愛知県海と渚環境美化推進協議会が作成し、漁業協同組合に配布する清掃資材等。 愛知県農業会議、愛知県市長会、愛知県知事から同じ文書が送付されてくる。

県が主催する市町村合併に関する講演会・講習会など。参加者数が少なく、市町村に動員の依頼があったため出席した。補助金を同種の目的で、県と市が同じ団体に交付している。虐待防止や児童相談事務で、役割分担が明確になっていない。環境教育・環境保全活動の講演会、講習会、パンフレットによる啓発は県と市で同様の取組みが行われている。

国、県作成のパンフレットなどが一方的に配布されことが多いが、市でも独自に同様の冊子を発注するものもあり、せっか〈配布されたのに使われないことがある。事前に冊子の内容や冊数などの希望を取るようなシステムをお願いする。

ゴミ処理施設の建設や運営は各市町村が担任するが、ゴミ処理に関してはまさに広域行政の県が担任すべき事務であると思われる。個々に建設したり一部事務組合で運営することは無駄が大き〈、ダイオキシン対策など高度化する施設に対応する経費の無駄がな〈なる。

|全般的に啓発資材(ポスター、チラシ、冊子等)は、必要以上に配付されていると思う。

「家庭の日」のあり方について、県と市町村とも取り組みが不充分

メールにより、通知文書や通達文書が送信され、また、後日、同じ文書等が 郵送されて〈ることがある。

国政選挙の際の啓発は、執行経費にすべて含めて市町村で行うこととし、県レベルでは 広域的に行わねばならないものにとどめた方が良い。

消費アドバイザー。町では専門的対応ができない。

問9 その他の具体的内容

特に必要ない

定員削減が進むなかで、事務の移譲は、定員管理に見合った移譲が必要。

有識者並びに県及び市町村による審議機関の設置

3の現行制度の評価を先に行い、必要な場合常設の協議機関を設置する。

問 10 - 1 具体的事務内容

·新川流域整備計画の策定…共同で策定することにより水害の効果を図ることができる。 ·国道や県道等、県の所管する公共事業の用に供する土地の用地交渉業務。

- ·中部国際空港関連地域整備
- ·地域情報化
- ·民間木造住宅無料耐震診断事業
- ·民間木造住宅耐震改修費補助事業
- ・就職支援フェア(求職者の適正検査とカウンセリング事業)

愛知電子自治体推進協議会(県、県下市町村がメンバー)による電子自治体に向けたソフト等の共同開発

・あいち電子自治体推進協議会で共同開発した、又は共同開発中の「あいち電子申請・届出システム」「共同利用型施設予約システム」「電子調達システム(CALS/EC)」等

平成15年4月に愛知県と県内市町村(名古屋市を除く)にて、電子申請・届出システムなどの共同開発を目的とした「あいち電子自治体推進協議会」を設立。電子申請・届出システムおよび電子調達(電子入札・物品調達)システムの共同開発に参加している。

三遠南信サミットの共催

三遠南信自動車道の早期実現を目的とし開催している三遠南信サミットだが、3県、3圏域が一堂に会することにより、一体性のある域としての「三遠南信」という言葉が認識され、マスコミにも取り上げられるなど情報発信力をもってきている。また、行政、情報、理的な界を超えた広域連携により、お互いを補完・共有しあう新しい行政圏の確立の可能性が期待できる。

堆肥等を農地に投入する農地改良については、県の農地改良の取扱指針に基づき農地改良届の様式を定め、提出指導を行っている。 しかし、堆肥等の大量投入により環境汚染や作物への影響が懸念される例が見受けられるため、県とも連携を取り、農か及び投入者に対し、適正投入指導を行っているが難しい面が多い。)

市民・NPOに向け、タウンミーティングなど啓発、相談及び人材育成講座の実施 「消費生活関連被害防止連絡会議」

目的:増加傾向にある消費生活関連詐欺被害の再発防止を図るため、被害状況やその 手口などの情報交換をし、市民に周知・啓発を行う。

構成:豊橋·豊川·蒲郡·新城·田原の5市の所管課及び東三河県民生活プラザ 豊橋市及び豊川市消防通信指令事務協議会

豊橋市及び豊川市(宝飯郡4町を含む)管内における災害通報の受信、 出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し及び執行する。

各自治体共通の課題である電子自治体化の早期実現に向け、一昨年度に愛知県及び県内市町村(名古屋市を除く)で「あいち電子自治体推進協議会」を 設立し、電子申請システムを始めとした各種システムの共同開発やデータセンターの構築、セキュリティ監査の実施等、電子自治体化の推進に係る各種事業を展開している。各自治体共人的及び経費的な問題から、これらの事業を単独で実施する事が困難な中、協議会による共同事業として実施していく事で上記の問題に伴う負担の軽減が可能となった。

防犯、安全なまちづくりのための地域住民の活動について、市の取組と県の取組が一致 したことによって、地域住民、市、警察との間で連携(情報交換)がすすんだという地域住 民の声がある。

愛知県総合防災訓練、電子入札システム·電子申請システム(現在開発中)公立保育所·民間保育所の指導監査、保育所(調理場)の衛生監視及び認可外保育施設の指導

·県農業改良普及課と連携し農業振興を図った(認定農業者の掘起し、 農地の利用 集積、 農業に関する情報の農家への提供)。

・民間建築物に使用されている吹付けアスベスト等の調査

あいち電子自治体推進協議会の運営

県民生活プラザと共催で消費生活講座を開催した。

県事業の用地買収において、地元として市が共同で用地交渉を行った。

愛知県・瀬戸市総合防災訓練を実施

図書資料の相互貸借について、県との間での

地域農業振興について、県農業改良普及員と市の職員の連携により、観光農園の開設 に展望が開けた。

あいち電子自治体協議会の取組み

基本計画策定時におけるワーキングへの参画・助言

防災訓練

教育に関する研究大会等の共同開催

愛知県自治体共同情報化構想に基づ〈、あいち電子自治体推進協議会で実施されている情報化推進の事務

(財)県埋蔵文化センターとの共同展

あいち電子自治体推進協議会;電子申請システムの共同処理 産業廃棄物の不法投棄に対する取り締まり 派遣指導主事

愛・地球博フレンドシップ事業

人事交流事業の一つとして町に1名派遣していただき滞納整理事務を行ったことにより 徴収率の向上及び知識の向上を図ることができた。

万博:一市町村一国フレンドシップ事業

地域再生計画事務において、広域農道等の整備を市町村を超えて整備する案を県土木が中心となり調整されたため認められた計画が、今後広域県民交流に効果が期待できる。

電子自治体、職員研修

高度情報通信ネットワーク整備事業

あいち電子自治体推進協議会による電子申請手続等の構築 防災講演会

NPO提案型協働モデル事業の自主防災組織活性化事業の実施

万博推進事業や国体などでは、県・市町村の役割が比較的明確になっていたと感じた。 この手法を今後の県と市町村の事務事業関係を生かされたい。

問 10 - 2 具体的事務内容

・新川流域整備計画の策定…共同で策定することにより水害の効果を図ることができる。

- ·地域情報化
- ·観光事業
- ·放置車輌、不法投棄処理(放置車輌のごみ認定を県内で同一の基準として処理のスピード·アップを図る。)
- ·総合防災訓練
- ・悪質滞納者に対する滞納処分
- ·各市町でコミュニティバスが整備されると、今後は広域的なコネクションを考えることも必要になってくる。 そうしたときの連携。
- ・あいち電子自治体推進協議会が中心となり、愛知県及び県内市町村共同で電子入札 システムを構築しつつある。
- ·浄化センターから排出される下水汚泥の広域処理·処分
- ・耐震改修工事の中間検査時までに、県職員による現場研修を行い、確認事項を具体的 に把握できるようにする。
- ·消費者保護
- ·高齢者後見
- ・スケールメリット、合理化を考えれば、県レベルが事業主体となるべき広域事業(医療保険、収納対応、ごみ処理等)は多い。そうした点も取り上げて欲しい。

農地改良

今後も県と連携を取り、農家への啓蒙、指導を行うとともに、堆肥等の大量投入に関しては、広域市町にわたると思われるため、場合によっては法整備、県条例の制定の必要性もある。

あいち電子調達(物品等)システムの共同開発による業者登録事務 など

地方税等の滞納整理の共同処理

企業誘致など地域活性化施策

広域的な税滞納整理組織の設立、災害発生時における県内火葬場間の広域的な相互 協力

・地域住宅交付金事業(制度)による公営住宅整備

大府市が計画中の、あいち健康の森を活かしたまちづくり計画と、愛知県主催のあいち健康の森推進会議との、より一層の連携

防災講演会や研修など県・市共催とし、県で経費の負担、会場や人員の確保は市町村という役割分担ができないか

公共下水道汚泥の広域処理。住基カードの普及。悪質滞納者に対する滞納処分。広域での子育て支援システム。防災訓練・避難訓練の開催。直接県ではないが、愛知県市町村振興協会による職員研修事業など。

電算事務の共同処理

認知症・成年後見人制度・消費者(高齢)保護・障害者理解など促進

情報の共有化 県が警察本部から得ている犯罪情報を市町村に提供し、広域的な連携をとることにより、犯罪抑止を図っていく。

県及び県内市町村又は知多5市5町による滞納整理機構の立ち上げが必要

悪質滞納者に対する滞納処分

・収納率向上のための具体的な協力体制を検討(国・県・市町村民税等

交通政策において、市町の保有するコミュニティバス政策

CALS/EC

税の共同徴収

子育て支援事業

- ・地域の防災力、地域の福祉力を活性化、組織化を推進する事業
- ·NPO法人の育成、支援に基づ〈協働事業の推進
- ・指定管理者制度の導入に伴う職員派遣制度の確立
- ·給水区域の弾力的運用を図れるような制度改正を行い、近隣市町の施設から給水交換が可能な制度改正

国民健康保険

各市町村の国民健康保険事業を全県統一で、愛知県一本で愛知県国民健康保険として 実施する。

県民税と市町村税の滞納整理を共同して行う。

問 11 その他の具体的内容

県内外市町村の先進的な取組事例の情報収集及び提供

給与負担金なしでの、短期での職員派遣等による活発な人材交流

市町村への県職員派遣、県への実務研修生等人件費等すべて市町村が負担しているが、相互派遣ということで財政的負担についても対等にならないか。地方分権を推進し、お互いに地方自治体として対等な関係を構築していくことが求められている中で、県が市町村の職員を育成するという考え方に、そもそも疑問と憤りを感じる。そうした従前の上意下達の意識を改めるよう県職員の意識改革・人材育成に取組むことが、まず第一にすべきことではないかと考えている。

市町村職員の専門性を高めるには、行政外部の有識者、特に大学関係者からの意見聴取、職員研修が効果的であり、大学連携の窓口としての役割を県に期待します。

県職員の市町村への派遣

実務研修生制度だけでな〈、総務省等へ市町村職員を研修させる機会を設けることや、 市町村だけでは依頼できない大手民間企業への市町村職員の長期研修を、県を窓口と して調整してほしい。

行政運営に民間的手法を取り入れるための研修機会の拡大

県が精査した上での、民間企業、他団体との人事交流の実施。(精査する基準や交流レベルの策定は難しいと思いますが...。)

問 12 その他の具体的内容

権限移譲に伴うノウハウの伝授

派遣職員でなければ果たせない役割を期待している。たとえば、財政計画の導入等は広域的見地からの作成が期待できるし、派遣職員としての客観的な立場から利害関係者と調整できる。受入側でも、特別職等相応の待遇とする必要があるが、他県では既に成功している事例がある。

問 13 その他の具体的内容

個々の事例で異なる。

インターネットホームページ

インターネットで検索する。

·問題に該当する同規模の都市を探して相談する。

国、コンサルタント業者 など

国等

新事業を行う場合等に先進自治体に相談

先進地等

顧問弁護士

ホームページを活用し、先進自治体の取組みを検索し、直接問合せている。

人口、財政力、同等の自治体、及び先進地

人口規模、諸条件が類似した自治体

インターネットのよる情報収集

法務局、インターネット、事業者、弁護士

税務署

顧問弁護士など

法律事務所等

直接市町を訪問する。職員のプロジェクトチームを編成し、他県の市町を訪問する。

問 14 その他の具体的内容

県の立場と市の立場の違い

適切に対応されていると思うが、省庁の都道府県に対する説明事項などの、国の情報の 伝達に時間がかかりすぎると感じたことがある。

県の地方機関に問い合わせても答えがでず、本庁へ問合せし直すことがある

以前は親身に相談応じていただいていたが、県事務所の統合をしてからは市町村から相談できる雰囲気がなくなった。県の監査を根拠に色々な協議会事務局の解消も強引にすすめられ県事務所の存在自体が問われている。

県組織内部の連携を生かした対応をしてほしい。

現場の実情を理解されにくい時がある。

問 15 その他の具体的内容

国への相談を県を通すことなく、直接行うことの是非について、県はどう考えているか。

市町村独自の取組について判断を求められるケースは、市町村の責任で解決していくべきであり、同種の取組を行っている市町村間で相談すること("上記3")を基本におき、県が支援する範囲であれば、その際の県の役割としては、"上記2"となるのではないか。しかしながら、多くの場合は、法律で定められた事務を執行する上での判断が課題と思われる。市町村が執行する事務は、法定受託事務に限らず、自治事務であっても、法律で定められた事項に関する判断となるため、その判断は個々の市町村のみに委ねられるのではなく、市町村が判断するための情報環境を、国および県が支援すべきと考える。したがって、県がわからないのであれば、"上記5"の役割を期待したい。

市町村の抱える問題については、市町村同士で相談して解決していくべきだと考えるが、 市町村ネットワークにおけるハブとしての機能やアドバイザーとしての役割を県には期待 したい。

客観的かつ広域的な県の見解は、どのような判断のときも有用であるが県でなくとも、たとえばこのようなアドバイザー事務を県が民間に委託発注したとしても、それは確保できるのではないかと思う。しかし、市町村が単独で発注する場合には、その委託先の信用性が問題になることが予想される。このような能力を有する民間事業者を県が指定してくれれば各団体毎の対応が可能となる。

問 16 その他の具体的内容

これまでも市長会の連携があり、事務の分野毎に、県内で一定規模以上の市や、近隣の市間で勉強会や連絡会が行われている。また、全国的な連携も行っている。一方で個別特有の業務については、市の間で照会や相談などを行っている。そのようにこれまでも必要に応じた連携を行ってきているので、今後それが不十分となるのかどうかを評価しないとわからない。

従前にあった県事務所を事務局とする地域単位のネットワークを解消してしまったので、 今後においては県に期待するのではなく、市町村が中核都市などを中心として独自に構 築すべきである。

市には、市同士でネットワークが構築されているように思われるが、地域の市町を含めてのネットワークが必要。

知多5町については、職員の人事担当職員研修会、総務事務職員研修会、総務課長会等があるが、県職員も参加の職員研修会・懇親会を定期的に開催したい。

問 17 本庁移管分野

補助金や予算関連など、統一見解が必要なるもの

法令、通達等の制度の基本的な相談窓口

行財政に係る管理部門的な分野

問 17 地域窓口設置分野

個別の状況等の把握が必要となるようなもの

地域密着型の相談窓口

環境保護等の現場確認を要する分野

福祉関係

問 17 その他の具体的内容

適切な指導・助言等を得ることができれば、形にはこだわらない。

国の交付金(補助金)申請等の事務において、受付は県事務所でも中味の実質的指導は本庁が行っているという場合があり、県事務所の事務が希薄なものとなっているように感じる。県事務所は、地域において気軽に相談できる県機関として評価するが、地域の窓口に相当程度の権限を与えられない業務分野については本庁に集約されていたほうがよい。

最初から本庁に相談し迅速な回答・情報を得たいが、事務所を通すという慣例的なルールがあり、見直しも必要と感じる。(但し、事案にもよる)

知多半島の市町の取組みや地域性を十分に理解した担当者の配置及び相談体制の整備と事務所にあっても迅速かつ的確な判断及び総合的な調整が可能となる本庁との連携強化をお願いしたい。

本庁 県事務所 市町村という流れになり、結果として中間 の組織ができただけであり、却って効率性、迅速性が失われている。

地方事務所から本庁舎への相談橋渡し、他県の状況提供をお願いしたい。また、国からの指導を担当課からながし、愛知県自体の対応は、自身の組織で判断される(市町村職員の給与指導は、市町村課、県職員の給与は、職員課のような対応にならないようお願いしたい。

統計データについては、製本(ペーパー)のほか、電子情報で提供して欲しい。(例「市町村行財政のあらまし」など)

- ・市町村に照会した事項は、支障がない限り、集計結果を公表して欲しい(他市町村から同じような調査がくることがある)。
- ・県から国への回答期限も短いので仕方ないとは思うが、余りにも回答期限が短い照会が多いと感じる。担当職員の出張計画、研修計画などに少なからず影響がでる。
- ・調査項目の改善意見を取り入れて欲しい。

国からの照会に対する回答期限が短いからか、今日照会文書が来て、提出期限が明日までといった、少し無理な照会事例が見られ、対応に苦慮することがある。

・過去、地方6団体が実施した国等の関与に関する調査で、国等からの照会に関して"問18"と同種の設問があったが、集計結果が全〈フィードバックされていない事例はなかった。県が行う照会事務に限った実態については把握していないが、特に問題があるとは聞いていない。

県の地方機関を介す場合も多く、その分提出機関が短くなっているものもある。

データベース化し、Web上でいつでも検索・閲覧できるとベスト

1.回答期限が短い

照会締切までの期間が短いものが多すぎる。 本来、県が調査すべきものまで、市町村にさせているものもあるのではないかと感じるものがある。 集計結果を提供されても活用できないものがほとんどである。 県がほしい情報が、必ずしも市町村で必要な情報とは限らないという認識を持っていただくとともに、回答作成に対する事務費を交付していただきたい。

担当部局によって異なるが、書類の提出期限が短すぎる。(特に、国から県へ依頼のあったものについては、集計や積算が必要となるものが多いが、未定稿でもよいから早く出せ。)

提供は、紙ベースでなく、電子データにより行っていただきたい。

市町村も同じであるが、メールのやりとりが中心となっています。これは、会話を伴わない 資料の提供になり、県事務所の担当者との意志の疎通も疎遠になるため、資料提供など についても特に意識が希薄になる傾向であると思われる。

調査や照会などに対する回答結果のフィードバックがない。又あっても、分析や課題、取り組みなどについて整理がされていない。

市町村への照会や県が外部機関に委託した市町村への調査等は、全て報告自治体に提供されるべきものである。

照会文書は本庁からのものと事務所からのものがある。実務レベルとすれば、どちらかに統一した方が分やすい。また、照会文書は必要なものに限り行うこととしてほしい。たとえば、法等に基づきなされる調査であっても検収調書の体裁が県によって大き〈違う場合がある。国のヒアリング対策というのは理解できるが、その程度の妥当性を検証してほしい。 つまり、市町村の事務は住民を向いてなされるべきところ、県を向いてなさねばならない事務が多いというのはいかがなものか。

他の市町村からの質疑応答についても、文書等で全市町村に配布してほしい。 単なる集計結果を市町村に提供するのみではなく、県で分析した内容(県内の動向、全 国的な動向)等もご教示願いたい。

- ・指定管理者制度の実施状況については、大変タイムリーでした。
- ・建築確認制度については、集団規定の部分で市町村の係りを持たせる制度改正が必要と考えます。
- ・国民保護法関係の市町村に情報提供をおねがいします。
- ・所得税法と地方税法の一本化についての情報や働きかけをお願いしたい。

県の集計結果に合わせて全国の集計結果も提供されたい。

中には、結果をいただくまでにかなりの時間を要している場合もあるので、早期にいただきたいです。

同じ県域で行政を行う自治体同士の情報の共有は、市町村と県の協働関係の前提として不可欠と考える。

問 20

ペイオフ対策 指定管理者の導入方法 学校施設のアスベスト対策

県議会での質問と答弁内容をより早く情報としていただきたい。

平成16年度に商業団体等事業費補助金の街路灯電灯料に対する補助金が市町村振興事業費補助金に統合されたため、事実上当該補助金が削減された。このような市町村財政に影響を及ぼす補助制度の見直しにあたっては、検討段階から市町村の意見を聴取する機会を設けるなど事前情報の提供をお願いしたい。

予防接種法改正に伴い、予防接種の考え方(任意etc)について判断をお聞きしたが 充分な回答を得られなかった。

情報が伝わる速さという点で、制度改正等については県からの通知以前にインターネットを通じた情報開示により改正内容を把握するといった場面も今後予想され、迅速な情報伝達の必要性を感じている。

区画整理事業において、他市町村における課題とその解決事例の情報について 公共料金の自動引落と支払命令書の削減に関する具体的な方策についての情報

日本の学校に通わない外国人児童生徒の保健面がどのように扱われているのかに ついて他市町村や県の対応を知りたい。具体的には、予防接種、健康診断、感染症対策 などです。

重国籍者で、日本の学校での義務教育を拒否された場合の対応方法を知りたい。

各市町村における担当課、関連施設及び施策の情報 愛知県人事委員会が勧告する元となる基本データ(賃金センサスの豊橋分等)

指定管理者制度創設に伴う課題の論点整理

法令改正や国の方針に対する県の中・長期的対応方針

県税のコンビニ収納導入について経緯·実績·方法·経費等に情報提供が得られると、市のコンビニ収納導入に役立つ。

農用地の利用権設定の各市の基準

鳥獣保護方法の各市の状況

新年度に向けての各市の新政策

県負担分の補助、給付等を廃止されるときは、早期に情報提供をいただきたい。特に保健衛生分野において、事業着手後に県負担の廃止等が表明され混乱をきたす事例が発生している。

道路事業について、あらかじめ国道や県道の整備優先順位がわかっていると、市の 人員配置や関連予算の対応が効率的に行えるようになると思われる。

公有財産の管理や活用などについての先進的な取組状況。

国民保護法に関連して、各市の準備状況や予算などが提供され、市の判断に役立った。

防災に関する準備状況(食糧品等の備蓄)が提供されているものは一部について参考になった。

まちづくりに関する各計画を策定する上での参考になる基礎データ

開発行為などでは、要綱の他詳細な内規で判断されているので、その部分の開示も必要。

│ 県下各市町村の事務概要が分かる一覧データ。(例えば、各種手数料、企業誘致施 策、地域活動支援施策など)

国の構造改革や地方行財政改革への方針や取組みについて、詳細な情報を教えていただけると役立ったと感じる。指定管理者制度の導入や集中改革プランの策定などに関して十分な情報があれば、取組みかたも大きくかわっていた。また、まちづくり交付金事業なども他の自治体(県外を含む)の取り組み事例があれば、市単独で実施していた事業を交付金対象事業に組み入れることができたかもしれない。今は、国の情報をどれだけ早く入手できるかによって、地方自治体の政策が左右される面があることから、そうした情報を迅速・適切に提供していただきたい。

県において調査集計する様々な情報·データを速やかに提供していただきたい。 指定管理者制度の導入とその活用

構造改革特区や地域再生 など

地域イントラネット整備事業を実施した。光ケーブルの予備芯について、当時の補助要綱では、使用する芯の本数分(2本)しか補助対象にならない厳しいものであった。しかし、翌年には要綱の改正により予備芯の制限が大きく緩和されてしまった。合併にあたり新世代ケーブルテレビ施設整備事業を実施することになったが、敷設した光ケーブルは予備芯が全く足らないため、新たに光ケーブルを引かざるを得ないことになった。県の役割として、こうした情報をいち早くつかみ市町村へ情報提供することが重要ではないでしょうか。こうした情報があれば、莫大な二重投資も防ぐことができたのに、大変残念な事例でありました。

電子申請の実施に伴い、申請項目選択時に条例整備の必要性や整備の方法を明確化して欲しかった。

県の政策についての具体的な情報提供 先進事例や県の平均的事例の情報提供

NPO活動支援に対する職員教育方法

平成17年度人事院勧告に基づく給与構造の改定における調整手当の廃止に伴う地域手当の創設に係る各市町村の対応状況

各市町村における常勤・非常勤職員の報酬額の状況

PFIの導入

市町村合併に関する情報

国の会議資料をそのまま流すだけの会議では意味がない、県なりの見解を示してもらいたい(介護保険担当者会議)

市町村の現状を理解し、国に対して意見を述べてもらいたい。

事務事業評価の手法など

指定管理者制度導入に伴い、愛知県の推進方法や情報提供 国の地域手当に対する考え方と愛知県人事委員会の考え方

特区、地域再生に関する

|県は各部署の事業を展開する場合、中央省庁へ出向いて担当者会議などで情報を得られるが、その情報を我々市町村に伝えられるがその時単なる国の伝達に過ぎない説明 |で終わってしまい、県としての政策・考えが出ていない場合が多い。

自治体のアウトソーシングの取り組み状況に関する情報

特に思いあたる事例はございませんが、新規事業を立ち上げる場合、又、議会対応においても県内の市町村の実施状況等が必要となることが多くあります。できるだけ市町村別の実施状況等の情報が得られるようお願いがしたい。

問 21 その他の具体的内容

県が保有する市町村関連情報は、県が市町村との間で共有化が図れるようにすべき。 一方、行政実例や法解釈などの情報は、県内の市町村と県の関係の範囲を超えて全国 の自治体が共通して有用と考える情報であるので、愛知県内に限った仕組みではなく、 むしろ全国版の仕事として、例えば市町村への支援業務として都道府県が共同して行う か、全国市長会などで行うことが効率的ではないか。

新たな枠組みを設けるのでな〈、市長会や町村会の組織機能を充実すべきである。(参考事例:北海道町村会ホームページ)

従前にあった県事務所を事務局とする地域単位のネットワークを解消してしまったので、 今後においては県に期待するのではなく、市町村が中核都市などを中心として独自に構 築すべきである。

有用ではあるが、事務のための事務とならないよう注意する必要がある。

指定管理者制度

- ・公正で透明性の高い人事評価制度の構築とマニュアルづくり
- ・児童、生徒の防災、防犯対策
- ・学校施設のアスベスト対策
- ・悪質滞納者に対する対応や滞納処分

住民・企業・団体・行政が協働したまちづくり(住民参加のまちづくり)

·電子投票

- ・区画整理事業が難しい現在にあった新たな手法の検討について
- ·GIS(地図情報システム)の共同利用
- ·保健師等専門職としての事業研究·評価について
- ・生涯学習講座の他市町の取組みに対する情報交換、共同研究
- ・下水汚泥の最終処分
- ·男女共同参画
- ·NPO、ボランティア·NPO、ボランティア
- ・少年サポート体制の構築
- ・広域支援防災体制の確立
- ·自治体の自律拡大と地域差拡大による行政サービスのあり方や市民満足度の調査·研 究
- 1 子どもたちの安全安心に関する事業として、不審者に対する対応方法等について 2 効果的な学級編成人数、情報教育推進指導員の配置、図書館活用のための司書教 論配置、小学校英語教育など新しい時代の教育テーマについて

広域地域づくりの中での設楽ダム建設促進、広域幹線道路や港湾整備のあり方、中山間地域の支援や森林環境税の創設などについて

外国籍市民の急増に伴う諸問題

東三河5市(蒲郡市、豊川市、新城市、田原市、豊橋市)で、市民活動の情報発信の方法について

本市道路部局においては、社会資本としての道路整備を視野に、愛知・静岡両県の4市1町で三遠南部地域活性課研究会を組織し研究を行っている。また、三河港周辺地域の道路整備ビジョンの策定に、三河港周辺の4市3町が共同で作業にあたっており、国・県機関にもオブザーバーとして参加をお願いしている。市町村の枠組みを超えた政策課題に共通認識をもって対応することが必要と考えており、県におかれても市町村の意見を取りいれた計画策定に向け、積極的な情報提供と意見交換の機会を拡大して頂きたしい

- ·民間活力の活用方策(指定管理者·市場化テスト·PFIなど)
- ・市民協働のあり方
- ・地方分権における基礎自治体の担うべき具体的な権限

地方税等の滞納整理の共同処理化

中核市への移行に伴い、保健衛生や環境保全等にかかる事務が県より移譲されるので、愛知県・県内中核市・近い将来中核市に移行する市が共同で研究する機会及び人材育成に関する機会があれば効果が上がると思われる。

電子自治体協議会のようなものは必要である。

共同コールセンターの設立

制度や手続きに関する問合せや、各種イベント情報、施設案内などの比較的簡単な電話 業務に関するデータベースを作成し、コールセンターを設立して業務委託する。その際、 単独市町村ではな〈、近隣市町と共同のコールセンターとして、効率化を図る。

県内市町村の広範囲にわたる災害に対する県と市町村の連携 被害の少ない市町村との応援協力体制の確立

少子・高齢化対策について 団塊の世代対策について 協同のまちづくりについて 広域連携(機能・役割分担)について

地域経済及び産業の活性化

中心市街地活性化策、景観行政。 防災対策(津波対策等)、国民保護対策(非難マニュアル等)。 人材育成・職員研修・人事考課制度。 悪質滞納者に対する対応・処分。 人材育成・職員研修、人事考課制度。 NPO支援施策。 健康づくり事業団や長寿社会開発センターなどと共同で各市町にあった事業評価の研究をしたい

国保や介護保険の広域連合

遊休農地の有効利用

介護保険事業におけるサービス事業所の不正請求防止策

効果はあると考えられるが、具体的なテーマはない。

IT化の推進によるデジタルデバイドの解消。

行財政改革

今はないが効果があると思う

平成13年度から近隣市町で広域連合を設立し、環境・ごみ処理、上水道事業全般、下水道料金徴収業務、農業共済業務などを共同で実施しているが、現在では、新たな広域行政課題について可能性を検討することになっている。

電子文書に対する文書管理のあり方

介護予防事業、権利擁護事業、障害者自立支援事業

環境、交通対策、防災対策

適地適正、地産地消を尾張北部圏程度の範囲で

広域的に処理することでメリットがある全ての施策

介護保険

県及び市町村の共通的課題である収納率の向上を図り、情報等の一元化等図るため、 滞納整理機構等の創設。

悪質滞納者に対する対応や滞納処分

各市町村の地域性、方向性がそれぞれ異なり、様々な意見等調査研究することにより、 また違った方向性等見出せる可能性大。

東海沖地震が発生したばあい広域的に被害が発生する恐れがあり、その緊急事に備えて市町村間で情報交換をするための仕組みを設けることは効果があると思われる。

行政改革手法

空港問題、騒音問題、その他広域的事務入札制度の改善

コミュニティの育成、生涯学習、地域交通のあり方、消防無線のデジタル化消防行政の広域化、児童の療育施設の広域的な取り組み など

地域内分権やPPPの導入等、新たな行政経営手法

福祉や教育

アウトソーシング、公共施設の搬出、民間の経営観念などのノウハウ

人事評価

中心市街地の活性化、地域コミュニティ推進

行財政改革

職員評価

事業評価

既存システム、既存の事務についても共同研究したい。

- ・自主財源確保のノウハウ
- ・行政評価システム
- ・超高齢化に向けた国保事業の今後
- ・自治体危機管理体制の整備における自治体間の連携について
- ・自治体のアウトソーシングの拡大について(指定管理者制度の有効活用含)
- ・情報基盤整備の地域間格差の是正について

災害時の行政の役割。それぞれの場面に応じた活動内容。

問22 効果がないと思う理由

各自治体により問題が異なるので詳細な検討ができないのではないか。むしろ、課題と 解決策を情報共有したほうが有効。

問 22 その他の具体的内容

県がシンクタンク的な立場となり、複数のテーマを挙げ、参加市町村を募ったらどうか。

・広域的、社会的な政策課題については、共同で何かをやろうとすることは大いに効果のあるものと思われる。ただ、共同研究が成果づくりのための研究で終わってしまい、その後の研究成果としての広がりがあまり見受けられない。

・現在、あいち電子自治体推進協議会でマルチペイメントについて研究中。 県の意気込みやペースと各市の認識や実態にずれがあり効果は不明。 共同研究の機会や仕組みを設けること自体はよいと思う。

平成17年度に東三河文化行政研究協議会を発足させた。これは、この地域で文化行政を行う実務者による現行の連絡会議を発展させ、愛知県、市町村の主管課長も含め、文化行政の課題への取り組みを研究する場とするもの。第1回が今年の7月に開催され、今後成果が期待される。

議論、研究の客観性を保つこと及び研究結果の実効性 を担保することが難しいため、 その効果に疑問を感じる。

真に共通するような政策課題は稀であり、多〈の市町村が関心を持つような課題については研修という形で良いのではないか。

市長会、町村会で取組むべきである。

従前にあった県事務所を事務局とする地域単位のネットワークを解消してしまったので、 今後においては県に期待するのではなく、市町村が中核都市などを中心として独自に構 築すべきである。

県の参加は必要であると思う。

広域行政圏協議会や各事務研究会等の取り組み方次第で、新たに設ける必要性がある かどうかは疑問である。

|そうした機会や仕組みを構築する役割を積極的に県が中心となって担ってもらいたい。

政策課題があっても、中心となる市町村がなければ実効を生ずるとは考えにくい。

問 23 地方交付税制度改革方法

|財政調整機能だけに特化すべきである。

国の施策の実施について、地方交付税が年々減少する中、新規項目が地方交付税措置されているとしての事務事業が増加し、以前に比べて実質的に地方の財政を圧迫している。国の財源により係数補正等で総額調整するのではなく、国から地方への一般財源扱いの財源措置として明確にし、地方が一般財源として計算できるように、地方にとっての明確化を図る。

交付団体と不交付団体の格差是正のため、本来の交付税の持つ保障、調整機能をより 一層充実すべきである。

過疎、辺地及び山間地域については他地域の算出根拠と別枠と考えての交付を望む。

財源保障機能分と財源調整機能分を明確化する。

|財政力の弱い町村でも自律した運営ができるような制度にしていただきたい。

財源偏在の是正という目的だけでなく、国として保護すべき山林地帯への交金の創設等、既存の地方交付税の枠組みでは対応できないものに力を入れるべき。

市町村の基準財政需要額制度は、国が保障すべきである。国の財源不足を市町村の起債を認めるような方法は、改めるべきである。「ナショナル・ミニマム」に関する考え方や仕組みの廃止と国の財政上の責任解除とは、別である。

財源保障機能を充実すべきである

問 23 その他の具体的内容

国の仕事は、防衛、外交、金融などに縮小し、福祉、教育など公共サービスのほとんどは、地方で行うものとし、財源と人を充実させる中で、地方公務員と地方行政の重要性を 高める。

使用料、手数料、医療制度等の本人負担金及び軽減のあり方 特に県・中核市事務となっている事業

国と地方、都道府県と市町村の役割分担を明確にしていく中で、三位一体改革等を進め、市町村に任せる事項に関する税源については市町村に移譲していくことが望ましい。

問 24 その他の具体的内容

分権時代における県の在り方検討委員会の報告書にあるように"自立拡大市町村"、"自立促進市町村"、"要補完町村"など自立を促進するために応じた支援を行うことではないかと考える。手厚さや差異はその結果となり、手厚さや差異を前提に支援することは自立を妨げる恐れがあるのではないか。

自律とは、自分で決めていく力、考えていく力と説明があったように、市町村の自律は、首長、職員の資質によるものが大きいと思います。自治体の 努力度合いよる差異はある にせよ、人口規模や財政力で差異を設けるのは適当でないと思います。

- ・市町村の自立というものの県や近隣市町村との連携は必要なことであり、より密接な情報交換等は必要と思われる。
- ・県と市町村が対等であることが重要
- ・県職員の方々が基礎的自治体である市町村へ出向し、得意分野において市町村職員 と同じ目線で住民と接し、一緒に住民の声を聞くことが支援策の充実につながっていくような気がする。
- ・県と市町村の関係について、事例が発生した降りには気軽に相談できる仕組みをつくって欲しい。
- ・県が事業主体となるべき市町村業務も多いことを念頭においていただきたい。

地方分権の推進を図り、基礎自治体である市町村が自律(自立)した運営を可能とするためには、権限移譲を受け、なるべく多くの行政サービスを住民の一番身近な自治体が行うことのできる仕組みを構築するとともに、補完性の原理に基づいて、過去から現在まで行政が直接行ってきた膨大な行政サービスを、真に行政が直接行う必要のあるものに集約をしていく必要があると考える。そして、そのための市民参加と協働が、地方分権の中で重要な位置を占めていくのではないかと感じている。

市町村が意欲的に取り組もうとしている事業に対し、県の財政が厳しいことを理由にして、市町村の自律に向けた意欲を削ぐような対応が行われないよう、十分な対応をお願いしたい。

市町村の区域内に住んでみえる人々は、「市町村民」である前に「県民」であるという認識に立てば、市町村民の福祉の向上は、即、県民の福祉の向上につながるということであり、その意識で前向きにお願いしたい。

「地方分権」、「市町村の自律」など、言葉の上では良い印象を受けるが、特定の事例について各市町村への対応が個別的になるようなことがあれば、望ましいとはいえない。 廃棄物の適正な処理を維持していくため、特に重要な問題に関する情報について、国や県は専門的な立場から、市町村に対して速やかな情報提供及び適切な指導を一層強化していく必要がある。

地方分権の担い手は市町村であるべきであり、分権には税源移譲が必須だと考える。また、能力があり体制の整っている市町村から順次権限委譲を行っていくべきであると考える。

- ・権限委譲等により必要となる財源がある場合、その財源が確保できるような仕組みづくり
- ・権限委譲に伴う県の事務減少による県の組織のスリム化

大府市としても、今まで以上に権限の委譲を受けるとともに、より一層独自性を発揮したいと考えてはいるもの、現在の自治体規模及び体制のままでは、自律した自治体としての受け皿にはなり難い。現在知多北部三市一町で、合併に関する議論が進められているが、合併を推進し、分権の受け皿としての体制を充実させることにより、地方分権をより一層推進させたい。

行政の最小単位である市町村が住民【市民·県民·国民】に対する施策を行うことは当然であるが、限られた予算や職員配置の中ですべてに対応することは難しい。県の経済的、人的などの援助が必要である。(防災担当)

地方分権により地方の裁量権が増えたとはいえ、事業に見合った財源委譲がされてないのが現状である。国、県においても同様であるが、職員数の削減、事務事業の見直し削減を求められる中、住民ニーズに応えるためにはやはり人員・経費の削減、特に、経費をかけずに膨大する住民ニーズに応えることには限界がある。国、県においては、市町村への事務委譲で対応が可能であるが、住民と直結する市町村にあっては、財源を伴わない事務事業の増加は財政措置もできず持って行き場がない。このため、必然的に市町村独自の事務事業を縮小せざるを得ない状況になる。地方の実情を把握した中での各種施策・財源手当てを望む。

合併支援室が本年6月に急遽市町の合併担当部課長を招集し開催した会議は、「市町 村を支援します」では無⟨、いかにも上意下達であった。い⟨ら合併新法第59条によると はいえ、地域の枠組みを地域に理解のない職員、有識者に一方的に決められるもので はない。当市にとって合併問題のデリケートな時期に「市町村合併審議会」の設置や、必 要な条例が県議会に上程されたのかその後の情報は一切市町に流れてきていない。電 話で問い合わせしたところ「何に使うのか」と、反対に問い合わせされた。使う目的によっ て回答が違うのではなく、情報は全部提供し、市町から他への情報提供のときの注意点 があればその指示をすればよいのではないかと思う。市町の職員でもその程度の判断能 力はあり、市町村職員の業務遂行能力を信用していないのではないか。このようなことは ほんの一例である。権限移譲や市町村支援について検討を進めることも必要なことであ るが、県から市町村への法的根拠のない、いわゆるお願い事務や関与を整理すること が、市町村の自主性、自律性を高めることにつながると考えている。そうした問題を整理 した上で、県と市町村の役割分担を明確にし、権限移譲や市町村支援について検討して いくことが重要ではないか。また、県内においては市町村合併が進められており、各市町 村は財政基盤の強化、組織の合理化など、基礎的自治体の規模を拡大することによる自 主性、自律性の確保に取組んでいる。合併しないと判断した市町村についても、独自に 行財政改革を進め、自主性・自律性の確保に努めているところである。こうした市町村に 対して、「市町村自律支援プログラム(仮称)」を一方的に策定することは、県の目指す「地 方分権の主役は市町村」という考え方に矛盾するものである。本アンケートでは、市町村 に支援プログラムの内容を問うものであるが、その前に市町村において、県からの支援 が本当に必要なのかをはっきりと市町村に問うとともに、県自体が、国との関係や財政運 営的な面において、真に自律できた団体なのかを検証する必要があると考えている。

国、各県、各市町村の情報提供をお願いしたい。 制度改革など、新しい動きに伴う各市町村のデータ集約を率先してお願いしたい。

地方分権の基、本来、国、県が行わなければならない事業を市町村に押し付けることは 考えられないことである。今後、益々市町村の財政格差は広がり、一律的な分権は、国 の借金の垂れ流しである。

地方税においても、税収で特に法人市民税において、持てる者、持てざる者の格差の拡大が考えられる。

- (1)補助率の引き下げ等、国の関与がそのまま残る税源委譲ではなく、補助金の一般財源化により地方の自由度を拡げ、自律を促すという本来の主旨に沿った改革を進めてほしい。
- (2)県は、国とのパイプ役として、市町村の立場に立ってもっと国に対して意見や要望を伝えてほしい。

市町村は、基礎的自治体として、県が処理するものを除き、一般的に事務を処理し、住民に身近な行政は、政策立案から実施に至るまで主体的にサービスを提供することが基本であると考える。 一方、県は広域にわたるもの、特に市町村を越える規模及び専門性が必要とされるものや広域的な地域のマネージメントに向けた企画・立案・調整機能及び地域特性を踏まえた施策を展開することが基本であり、県と市町村の関係は、対等・協力に向かっていると考える。 しかしながら、市町村合併により市町村の規模が大きくなっても、住民に身近な行政には多くの職員が必要であり、専門性の向上を図ることは容易でない。 そのような状況で、更なる事務移譲は事務分掌を増加するばかりである。 これまで、移譲された事務を見ると、事業者からの届出等の事務が多く、市町村に事務移譲するより、電子申請の方法を確立するほうが効果的であると考える。 また、今後の事務移譲については、個別的な移譲ではなく、各種施策が自己完結できる包括的な移譲が必要と考える。

今の世の中、効率とか能率ということが重要とされますが、地方分権においては地方の 自覚、意識、エネルギーなど、自治体を始め住民も巻き込んだ地方分権を考えていきたい。 県の機構改革以降県事務所の再編がなされ、この再編と時を同じくして、各県事務所においても事務の見直しをされた。 特に県の監査で指摘されたとの理由により、外部団体やこのアンケートにあるような市町村間のネットワークである、任意の研究会などの事務局を県事務所が返上していき、結果的に従前から存在した情報源でもある市町村とのネットワークを自ら消滅させた結果となっている。 県と市町村は、相互に情報が行き来してこそ相互の関係が構築され、信頼関係が生まれるものであるが、現状の県事務所の姿勢ではむしろ市町村の反発が生じることが懸念される。 地方分権の推進のために市町村が自立することは大変重要であるので、県が中心となって自立支援の施策を実施していただきたいが、それが不可能であれば、今後は中核都市などを中心とした市町村間のネットワークを自ら構築していく必要がある。

愛知県については、新城以北の自治体だけが、交通事情等地理的条件が悪いと考えられる。他自治体との格差を考えると更なる支援が必要ではないか。例えば県の職員の派遣による人的支援についても人件費は県負担としてほしい。

国の財政難となったつけを地方に回すような感じを受け、戦後、市町村には上位機関からの締め付けや命令的な業務の実施が続いてきたため、ここ数年で地方の職員意識を変えるには、大きなエネルギーを必要と思われる。また戦後民主主義の中で、ますます、福祉という名の地域住民の行政依存も高まってきた現状を変革するにも、住民意識の改革、啓蒙が必要と思われる。

市町村の自立の名目に県が調整・助言の職務を放棄していることが感じられる。対等の立場に立ち、助言者・調整者として市町村に分かる形で表して頂きたい。 地方分権といわれながらも、広域行政の需要が拡大している。今後、自治体間で格差が無いほうがよい事務については、共同処理または県の事務とするような制度改正を望む。事例1:国保の場合、負担やサービスが市町村によって違う意味がどこにあるのか。(国の事務とするのが本来だと思う)事例2:予防接種事務の場合、かかりつけ医で接種すべきと個別接種になり、県からも県内どこのかかりつけ医でも接種できるようにしてほしいとの依頼文もきたが、市町村レベルでは契約できる医者の地域は限られる。県の事務とするか、県が市町村より委任を受け県医師会と契約する等の方策があってもいいのでは。

地方分権と言っておきながら「地方公共団体における行財政改革の推進のための新たな指針」をかってに策定し、改革プランを作成し、公表せよと強要している。市町村は、議員の定数や行革を行っており、国自身がもっと議員の数や第3秘書までの人件費・通信運搬費等の公費負担の見直し、使えないパンフレットを作成する財団法人の廃止など国の見直しを図るべきである。 また、事務事業の見直しの中で行政改革に名を借りた国 県市町村という事務のたらい回しが多い。下におろせるところは、よいが、終点である市町村では、事務が増えてしまう。行政でやるべきことの議論と大胆な実行こそが求められており、国県の事務事業を減らし、市町村へ回すことではないはずで、県がすべきことは、県で行う県の自立が、市町村の自立につながる。

三位一体の改革では、税源移譲で財源の担保をした上で補助金の削減をするようにしてほしい。権限の移譲に関しても同様で、財源(補助金、交付税等)とセットで権限を委譲してほしい。

前問のとおり同じ基礎的自治体として平等であるべきと考えるが、財政力の高い団体に ついては、説明責任のもと、ある程度自由に地域性を持った自律性や自主性が大いに発 揮できるよう考慮されたい。

・県事務所は市町村支援の総合窓口としての機能を果たしているとあるが、環境事務に関しては本庁ばかり。・県内全域を集めた会議を行うのではなく、事務所単位で会議を行い機能をはっきりさせてほしい。・苦情などで直接県に入った場合はすぐ対応するが、いったん町村に入った件を相談すると他人事のようだ。

弱小な町では、介護保険を初め、医療・年金、義務教育費、保育所の運営や児童当の支給などの子育て支援、地震・防災対策など経常経費の増加は、新規事業、建設事業の予算化ができず、職員のパソコンもほとんどが自前のものです。また、地方交付税の減額部分は、市町の起債により、経常経費を賄っている状況です。特に住民投票結果により、町村合併は、なくなりました。このような状況の中、市町村が自律していく方法は、NPO法人との協働、市街化区域の編入、道路整備、区画整理事業の推進による持ち家住民の増加などを推進していきたい。

・地方分権時代に向けた町体制にはまだ不十分な立ち上がりである財政力・政策立案・特区の活用など今後早期に着手しないと時代に流されてしまう。研究検討にあまり時間を掛けられない、県の支援体制の構築により迅速に市町村へ対応してもらいたい。・県の支援指導を大きな市と小さな町では、組織などが大き〈違い同じ土俵での支援には無理があり、一本化での県の対応はよ〈ない。